

審議案件に関する概要

令和 5 年 1 2 月 1 日 第 4 部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	令和 5 年 5 月 2 2 日
担当部署	宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩	札幌市北二十四条東二十丁目 1 番 2 1 号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	ツルハドラッグ南稚内店 稚内市大黒町 2 丁目 9 - 1 他	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩	
(3) 新 設 日	令和 6 年 1 月 2 3 日	
(4) 店舗面積の合計	1, 3 1 8 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	3 6 台
	駐輪場の収容台数	1 0 台
	荷さばき施設の面積	4 0 m ²
	廃棄物保管施設の容量	8 m ³
(6) 施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	2 4 時間
	駐車場の利用時間帯	2 4 時間
	駐車場の出入口数	出入口 3 箇所
	荷さばき時間帯	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分

3. 審査事項

(1) 駐車場 整備への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 3 6 台 = 設置台数 3 6 台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に別途確保 (2 1 台)
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	1 0 台 ・ 自動二輪車の来客は極端に少ないことが 予想されるが、来客駐車場に駐車した場 合でも対応可能と考える。
	来客車両等の入出庫方法	・ 入口ゲート、遮断機はなく、入庫待ちは 発生しない。
	搬入車両等の誘導	・ 処理能力 3 台 / 時に対しピーク時 1 台 / 時の搬入。 ・ 各配送業者が一度に集中しないよう時間 の配分に配慮する。
歩行者の安全対策	・ 駐車場の出入口は、見通しの良い位置に 設けドライバーの視距を確保し、歩行者 や自転車の安全確保に配慮する。 ・ 各出入口に看板を設置し注意喚起をし、 歩行者や自転車の安全確保に配慮する。	

	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> 除排雪業者と契約し、降雪10cm以上で出動する。なお、降雪状況に応じて適時排出し、来客用駐車台数の確保に努める。 公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも務める。 				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 店舗への主な来店経路については、開店時や販促時にチラシで周知させ交通渋滞の緩和に配慮する。 				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	60dB	36dB	○	
		2	60dB	43dB	○	
		3	60dB	47dB	○	
	夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	50dB	35dB	○	
		2	50dB	39dB	○	
		3	50dB	46dB	○	
	夜間の音源毎最大値の	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	空調機①	50dB	56dB	△
		a2	空調機②	50dB	58dB	△
		a3	冷凍機	50dB	42dB	◎
		a4	排気①	50dB	25dB	◎
		a5	排気②	50dB	50dB	△
		a6	排気③	50dB	53dB	△
		a7	排気④	50dB	72dB	△
a8		排気⑤	50dB	72dB	△	
a9		排気⑥	50dB	72dB	△	
c1		自動車走行音①	50dB	56dB	△	
c2		自動車走行音②	50dB	70dB	△	
c3		自動車走行音③	50dB	57dB	△	
c4		自動車走行音④	50dB	70dB	△	
d1		ドア開閉音①	50dB	67dB	△	
d2		ドア開閉音②	50dB	66dB	△	
d3	ドア開閉音③	50dB	66dB	△		
d4	ドア開閉音④	50dB	65dB	△		
<p>規制基準値を超える、予測地点a1、a2、a5、a6、a7、a8、a9、c1、c2、c3、c4、d1、d2、d3、d4について、直近住居壁際等で再計算した結果、次のとおり規制基準値を下回ります。</p> <p>また、影響する音源が複数あるため合成騒音とし、上記a1～a2地点での再計算点はA1'、a5～a9地点での再計算点はA2'として設定しています。</p>						
	再計算点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価	
	A1'	空調機①～②	50dB	37dB	○	
	A2'	排気②～⑥	50dB	45dB	○	
	c1'	自動車走行音①	50dB	40dB	○	
	c2'	自動車走行音②	50dB	44dB	○	
	c3'	自動車走行音③	50dB	44dB	○	
	c4'	自動車走行音④	50dB	46dB	○	
	d1'	ドア開閉音①	50dB	42dB	○	

	d 2'	ドア開閉音②	5 0 dB	4 4 dB	○
	d 3'	ドア開閉音③	5 0 dB	4 7 dB	○
	d 4'	ドア開閉音④	5 0 dB	4 6 dB	○
	騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や速走行及びアイドリング停止等を行うよう指導する。 ・ 来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。 ・ 豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後 10 時から午前 6 時まで）は行わない。 		
	荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。 ・ 搬出入車両等にアイドリング停止を徹底させる。 		
	付帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配慮する。 		
	青少年の蝟集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の状況に応じて 24 時間営業以外の営業時間に変更する場合には、営業終了後に駐車場の全ての出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講ずる。 		
	その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。 ・ 住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応を図る。 		
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備		指針容量 6.102m ³ < 設置容量 8.325m ³		
	保管場所の位置、構造等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等保管施設は屋内密閉型で、廃棄物の飛散することはない。 		
	運搬・処理対策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・ 法や条例に基づき適切に処理を行う。 ・ 設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはない。 		
	減量化、リサイクル等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。 		
	調理臭、悪臭の飛散防止		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設では調理等を行わないため調理臭は発生しない。 ・ 在庫館監理を徹底した食品ロスにならないよう努め、まれに食品の廃棄があると想定されるが、商品はパッケージ包装されているため、悪臭は発生しない。 		
	その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境問題を発生させるおそれがある場合、小売店舗の責任者が適正な対応策を講じる。 		
(4) 街並みづくり等への配慮			<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場 		

		敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 ・当該地域が立地する地域において、町並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る。
(5) 防災対策への配慮		・ 地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請等があった場合、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		・ 閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 ・ 自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。 ・ 所管警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会 (旭川方面稚内警察署)	協議済み
	地元市町村 (稚内市)	協議済み
	道路管理者 (稚内市、稚内開発建設部)	協議済み

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	なし
(2) 住民等の意見	なし

5. 道 (宗谷総合振興局連絡調整会議) の意見案

なし

(ツルハドラッグ南稚内店)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会では当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、周辺の地域における生活環境の保持に支障はないものと認められる。

稚内市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。